

国家戦略特別区域基本方針(令和2年10月30日閣議決定)抜粋

第三 国家戦略特別区域を指定する政令の立案に関する基準その他基本的な事項

③国家戦略特区の指定の基準

(i)～(iii) 略

(iv) データ連携基盤整備事業及び先端的サービスを実施する**主要な事業者の候補が、地方公共団体の公募により選定されていること。**

(v) 地方公共団体が、区域指定の応募に当たり、事業計画の内容、期待される効果・影響及びそれへの対応策等に関する**住民説明会の開催、パブリックコメントの実施等**、事前に住民等の意向把握のため必要な措置を講じていること。

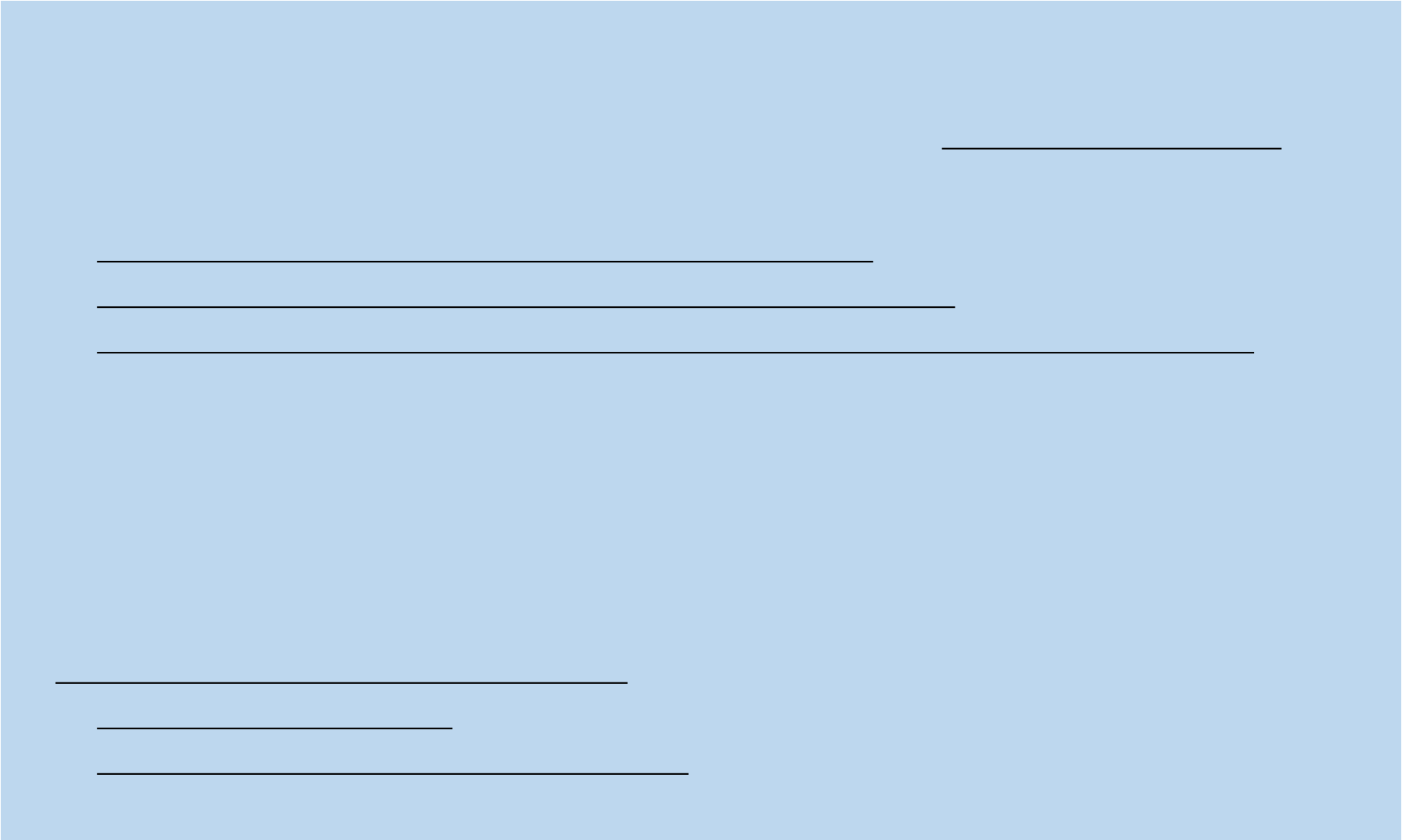


12月のSC準備検討会で案を提示し、了承後、
事業者公募及びパブリックコメントの実施
※約1か月間行い2月のSC準備検討会で結果公表



スケジュール(案)

月	内 容
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・20日(金) 前橋市スーパーシティ準備検討会 第2回会議 <p style="text-align: right;">【市民コミュニケーション】 (調整中)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国に向けたマイナンバー活用アイデア募集 ・市民に向けた関心アンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・14日(月) 前橋市スーパーシティ準備検討会 第3回会議 ⇒パブリックコメント・事業者公募に係る報告・承認 ・15日(火) パブコメ・事業者公募開始 ・(下旬?) 国によるスーパーシティ区域指定に係る公募開始 <p style="text-align: right;">・19日(土) オンラインシンポジウム スーパーシティへの挑戦 ～デジタルとスローをデザインする～</p>
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・15日(金) パブコメ・事業者公募×切 ・下旬 事業者の選定 ・末～2月上旬
2月	<p>前橋市スーパーシティ準備検討会 第4回会議(予定) ⇒パブコメ結果報告・選定事業者の認定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下旬 前橋市スーパーシティ準備検討会 第5回会議(予定) ⇒申請書類(案)の審議 ・(下旬?) 応募書類の提出
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・春頃 国によるスーパーシティの区域指定



国家戦略特別区域基本方針の一部変更について (変更のポイント)

2. スーパーシティに関する事項（新規追加）

①スーパーシティ区域の指定基準

- (i) 複数分野の先端的サービスの提供（概ね5分野以上を目安）
- (ii) 広範かつ大胆な規制・制度改革の提案と、先端的サービス等の事業の実現に向けた地方公共団体、民間事業者等の強いコミットメント
- (iii) 構想全体を企画する者である「アーキテクト」の存在
- (iv) 地方公共団体の公募による必要な能力を有する主要な事業者候補の選定
- (v) 地方公共団体による区域指定応募前の住民等の意向の把握
- (vi) データ連携基盤の互換性確保及び安全管理基準適合性
- (vii) 住民等の個人情報への適切な取扱い

②基本構想に関する住民等の意向の反映・確認

- ・ 基本構想の作成に当たっての住民等の意向の反映
区域会議が、協議会、区域に係る議会の議決、区域の住民の投票その他から、適切な方法を選択
- ・ 基本構想の内閣総理大臣への提出前の住民等の意向の確認
区域会議が、住民を対象とした投票によってその意向を確認することを基本としつつ、必要に応じ、追加的な意向確認の手続きを実施

③スーパーシティの実現に向けた支援措置

- ・ スーパーシティにおける先端的サービスの開発・インフラ整備等に、関係府省庁の事業を集中投資